

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後																		
岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱	岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱																		
<p>(目的) 第1～第6 [略]</p> <p>第7 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することが<u>ある</u>。 2 [略]</p> <p>第8 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>(目的) 第1～第6 [略]</p> <p>第7 局長は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することが<u>できる</u>。 2 [略]</p> <p>第8 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>																		
別表第1 (第2関係)	別表第1 (第2関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村振興交付金</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>農地耕作条件改善事業</td> <td>[略]</td> <td><u>農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2により算出される額</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	補助率	農山漁村振興交付金	[略]	[略]	農地耕作条件改善事業	[略]	<u>農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2により算出される額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">経 費</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農山漁村振興交付金</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>農地耕作条件改善事業</td> <td>[略]</td> <td><u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6により算出される額</u> <u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2. 定率助成の事業については、当該経費の64パーセント(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	経 費	補助率	農山漁村振興交付金	[略]	[略]	農地耕作条件改善事業	[略]	<u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6により算出される額</u> <u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2. 定率助成の事業については、当該経費の64パーセント(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項</u>
区 分	経 費	補助率																	
農山漁村振興交付金	[略]	[略]																	
農地耕作条件改善事業	[略]	<u>農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2により算出される額</u>																	
区 分	経 費	補助率																	
農山漁村振興交付金	[略]	[略]																	
農地耕作条件改善事業	[略]	<u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる1. 定額助成の事業については、農地耕作条件改善事業実施要領 (平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知) 第6により算出される額</u> <u>農地耕作条件改善事業実施要綱別表の区分の欄に掲げる2. 定率助成の事業については、当該経費の64パーセント(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項</u>																	

農業競争力強化 農地整備事業	[略]	[略]
農業水路等長寿 命化・防災減災事 業	[略]	[略]
中山間地域所得 向上支援対策	事業実施主体が中山間地域 所得向上支援対策実施要領別 紙1 <u>別表</u> 、別紙2別表1、別紙 3-1別表、別紙3-2別表1 及び別紙3-3別表に掲げる 事業を行う場合並びに事業実 施主体が当該事業を行う場合 に要する経費に対して市町村 が補助する場合に要する経費	中山間地域所得向上支援対策実 施要領(平成28年10月11日付け 28生産第1140号農林水産省生産 局長通知、28農振第1337号農村 振興局長通知)別紙1 <u>第4</u> 、別紙2 第7、別紙3-1別表、別紙3- 2第4及び別紙3-3第7により 算出される額
<u>付帯</u> 事務費	[略]	[略]

別表第2 (第8関係) [略]

		<u>の規定により過疎地域とみなされ る区域を含む。)、特定農山村地域 における農林業等の活性化のため の基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号)第2条第 1項に規定する特定農山村地域、 急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業 振興臨時措置法(昭和27年法律第 135号)第3条の規定に基づき指 定された地域又は受益地域内の平 均傾斜度が15度以上の地域(水田 地帯を除く。))において行う事業 にあつては、69パーセント)に相 当する額以内の額</u>
農業競争力強化 農地整備事業	[略]	[略]
農業水路等長寿 命化・防災減災事 業	[略]	[略]
中山間地域所得 向上支援対策	事業実施主体が中山間地域 所得向上支援対策実施要領別 紙1 <u>第6</u> 、別紙2別表1、別紙 3-1別表、別紙3-2別表1 及び別紙3-3別表に掲げる 事業を行う場合並びに事業実 施主体が当該事業を行う場合 に要する経費に対して市町村 が補助する場合に要する経費	中山間地域所得向上支援対策実 施要領(平成28年10月11日付け 28生産第1140号農林水産省生産 局長通知、28農振第1337号農村 振興局長通知)別紙1 <u>別表</u> 、別紙2 第7、別紙3-1別表、別紙3- 2第4及び別紙3-3第7により 算出される額
<u>付帯</u> 事務費	[略]	[略]

別表第2 (第8関係) [略]

様式第1号 (別表第2関係)

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印  
 (所在地  
 名称  
 代表者 氏 名 印)

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 収支予算書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	県 費	市町村費	その他	備 考
1 〇〇事業〇〇地区 (1) 事業費 (2) 市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 そ の 他					

様式第1号 (別表第2関係)

第 号  
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印  
 (所在地  
 名称  
 代表者 氏 名 印)

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 収支予算書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	県 費	市町村費	その他	備 考
1 〇〇事業〇〇地区 (1) 事業費 (2) 市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 そ の 他					

合 計					
-----	--	--	--	--	--

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
〇〇事業〇〇地区	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

3 地区別事業内容及び配分表 (様式第2号のとおり)

4 事業の完了予定 年 月 日

5 添付書類 都道府県又は市町村の補助金の交付規程又は要綱

様式第2号（別表第2関係）地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金） [略]

様式第2号（別表第2関係）地区別事業内容及び配分表（農地耕作条件改善事業） [略]

合 計					
-----	--	--	--	--	--

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
〇〇事業〇〇地区	円	円	円	円	
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 年 月 日

3 地区別事業内容及び配分表 (様式第2号のとおり)

4 事業の完了予定 年 月 日

5 添付書類 都道府県又は市町村の補助金の交付規程又は要綱

様式第2号（別表第2関係）地区別事業内容及び配分表（農山漁村振興交付金） [略]

様式第2号（別表第2関係）地区別事業内容及び配分表（農地耕作条件改善事業） [略]



様式第3号（別表第2関係）〔略〕

様式第4号（別表第2関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

	市町村長 氏	名	印
}	所在地		
	名称		
	代表者 氏	名	印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付けで岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
内前金払受領額	金		円

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合には、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第3号（別表第2関係）〔略〕

様式第4号（別表第2関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

	市町村長 氏	名	印
}	所在地		
	名称		
	代表者 氏	名	印

岩手県農業基盤整備促進事業費補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった、 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
内前金払受領額	金		円

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合には、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

様式第5号（別表第2関係）

実績報告書

年 月 日付けで 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が次のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (様式第6、7号のとおり)
- 3 事業の成果 (様式第2号のとおり)
- 4 事業の完了 年 月 日

(注) 別紙様式第2号の財産管理台帳を添付すること。

様式第6号（別表第2関係）～様式第9号（第7関係） [略]

様式第5号（別表第2関係）

実績報告書

年 月 日付け 岩手県指令 広 第 号で補助金交付の決定通知のあった、 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）が次のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (様式第6、7号のとおり)
- 3 事業の成果 (様式第2号のとおり)
- 4 事業の完了 年 月 日

(注) 別紙様式第2号の財産管理台帳を添付すること。

様式第6号（別表第2関係）～様式第9号（第7関係） [略]

(参考添付)

岩手県指令〇広 第〇号  
住 所  
法人又は氏名

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金〇〇円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

平成〇年〇月〇日

〇〇広域振興局長 印

記

- 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、平成〇年度岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書に添付の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（平成 29 年 1 月 31 日付け農建第 463 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - 補助事業者は、補助金請求を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該

(参考添付)

岩手県指令〇広 第〇号  
住 所  
法人又は氏名

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった令和〇年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金〇〇円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

令和〇年〇月〇日

〇〇広域振興局長 印

記

- 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、令和〇年度岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付申請書に添付の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「国規則」という。）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依命通知）、岩手県農業基盤整備促進事業費補助金交付要綱（平成 29 年 1 月 31 日付け農建第 463 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
  - 補助事業者は、補助金請求を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
  - 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該



<p>補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第1号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>6 補助事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に<u>定められている</u>耐用年数に相当する期間、又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>8 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>9 補助事業者は、前記8の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>10 〇〇広域振興局長は、補助事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。</p> <p>11 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。</p>	<p>補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第1号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>6 補助事業者は、県補助金規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>7 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に<u>定められている</u>耐用年数に相当する期間、又は国規則第5条に定める期間のいずれか長い期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管しなければならない。</p> <p>8 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>9 補助事業者は、前記8の財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に〇〇広域振興局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>10 〇〇広域振興局長は、補助事業者が前記9の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。</p> <p>11 補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記2から10までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。</p>
---	---

(参考添付)

別紙様式第1号

第 号  
平成 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名   
所在地  
名称  
代表者 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

平成〇年〇月〇日付け指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定のあった平成 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）について、次のとおり報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付額                            | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2）                     | 金 | 円 |

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(参考添付) 別紙様式第2号 [略]

(参考添付)

別紙様式第1号

第 号  
令和 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

市町村長 氏 名   
所在地  
名称  
代表者 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

令和〇年〇月〇日付け指令〇広〇第〇号で補助金の交付の決定のあった令和 年度岩手県農業基盤整備促進事業（〇〇事業）について、次のとおり報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金交付額                            | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2）                     | 金 | 円 |

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(参考添付) 別紙様式第2号 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。